

三木市記者発表資料 (令和3年4月20日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
教育振興部 学校教育課	課長 田中智美 (内線3520)	学事係	0794-82-2000 (内線 3546)

タイトル
就学援助 新入学用品費（小学校入学前）の支給誤りについて
内容
<p>令和元年度、令和2年度の就学援助新入学用品費（小学校入学前）について支給誤りがあったため、保護者に謝罪の上、返還を依頼します。</p> <p>1 概要 令和3年3月19日に、就学援助の新入学用品費（小学校入学前）の支給対象者に新入学用品費を支給しました。後日、支給された金額が通知に記載されている金額と異なるとの問い合わせを対象者から受け、確認したところ、支給の誤りが判明しました。その後、前倒し支給を開始した平成29年度分（平成30年3月支払い）まで遡り、支給額の誤りがないか確認した結果、令和元年度、令和2年度分の支給誤りが判明しました。</p> <p>2 対象年度・対象世帯数・金額等 (1) 対象年度・世帯数 令和元年度（令和2年度入学者）53件 令和2年度（令和3年度入学者）54件 計107件 (2) 金額等 (正) 51,060円 ⇒ (誤) 51,600円 過支給額 540円 (3) 総額 540円×107件=57,780円</p> <p>3 原因 令和元年度に就学援助の新入学用品費（小学校入学前）の金額を改訂した際、本来「51,060円」と入力すべきところを、「51,600円」と誤って入力してしまい、令和2年度についても、引き続き誤った金額を入力してしまったことによるものです。</p> <p>4 過支給額の返還等 (1) 返還への同意 該当保護者へ電話連絡し、謝罪するとともに、謝罪文と就学援助の新入学用品費（小学校入学前）の過支給に係る返還方法等希望書を送付し、希望書に返還への同意と返還方法を記入いただき、返信用封筒にて学校教育課まで送付いただきます。 (2) 返還方法 ・令和3年度の就学援助費からの充当 ・取扱い金融機関等の窓口、市役所3階会計室、または吉川支所での支払い ・個別の相談希望への対応</p> <p>セールスポイント 今後は、チェックシートを活用するなど、複数での確認体制を強化するとともに、人材の育成にも努めていきます。</p>